

富山県医療審議会及び富山県医療対策協議会 議事要旨

開催日時	平成 27 年 3 月 26 日（木） 13:00～14:20			
開催場所	富山県庁 4 階大ホール			
出席者	医療審議会	委員 24 名中	出席 18 名	代理 0 名 欠席 6 名
	医療対策協議会	委員 25 名中	出席 20 名	代理 0 名 欠席 5 名
		（うち重複	17 名	14 名 0 名 3 名）

議事要旨

- 1 開会
- 2 挨拶（山崎厚生部長）
- 3 議題

（1）災害拠点病院の指定について

【資料に基づき県から内容を説明した後、質疑応答】

（意見・質問なし）

審議の結果、厚生連高岡病院を災害拠点病院に指定することについて異議ない旨の意見とすることに決定した。

（2）富山県医療計画の推進について

【資料に基づき県から内容を説明した後、質疑応答】

- 会長 周産期医療に関する今後の取り組みとして、NICU を退院する重症心身障害児等の継続した療育・養育環境の確保とあるが、在宅医療とも関連してくる話だ。在宅の重症心身障害児についての取り組みは考えているのか。
- 事務局 小児在宅医療については、今年度、関係者が集まり意見交換したところである。今後考えていきたい。
- 会長 始めているという話は聞いていたが、今後取り組みにも書き込んでいただいた方がよい。
- 委員 在宅医療の取り組みに関して、在宅医療支援センターは各郡市医師会に置いてほしい。下新川郡医師会と魚津市医師会については、センターが 1 つとなっている。
- 会長 魚津市医師会が作りたいということか？
- 委員 そうだ。
- 事務局 両医師会と話し合っって対応したい。

（3）地域医療構想（ビジョン）の策定について

【資料に基づき県から内容を説明した後、質疑応答】

- 委員 富山県は高度急性期から急性期、慢性期、介護までかなりバランスが良いという意味では日本一だと思っている。しかし、厚生労働省のこのガイドラインに従うと、定量

的に出来高、つまり、診療報酬の点数で見えていく高度急性期や回復期などはともかく、慢性期についての医療需要の評価は、厚生労働省も富山県に注目していると思うが、受療率のみで計算されていて、どのような医療を施しているかという数量的なところを見ないで切っていく。これでは、県全体として医療、介護のバランスがせっかくいいのに、それが崩れてしまう。DPCやNDBのデータがない慢性期の病院でも、データを取ることに補助をしたりして、やっている医療の中身が分かるようにして研究することに基金を出すとかいうことを考えてほしい。

事務局 現段階でまだ何とも申し上げられないが、医療、介護それぞれの関係者の意見をしっかり伺っていききたい。

会長 ガイドラインにある地域医療構想調整会議とはどういうものか。

事務局 以前の案では「協議の場」と書かれていたもの。地域医療構想策定後、構想を推進するために関係者が協議をする場であるが、国はガイドラインを策定するなかで、構想策定の段階から調整会議を設置することも検討することとやってきた。県としてどう扱うかは今後詰めたい。

会長 資料3頁の③がそれに当たると考えてよいか。

事務局 そのとおり。

委員 調整会議の役割を担うのであれば、スケジュールでは2回開催することになっているが、それでは不十分ではないか。

事務局 実際の話として、2回で結論を得る話ではないと思う。この下に、実務者による話し合いは必要だと考えている。

委員 それならそのように書かないと、これでは説明不足だ。

会長 日本医師会では調整会議を非常に重視している。調整会議で議論し煮詰めたものを医療審議会に上げて承認を受ける仕組みにするよう、日本医師会は厚生労働省に申請したと聞いている。この資料にはどこで実際の中身を詰めるのかが書かれていないが、それが③の調整会議なのだということだ。各医療圏でしっかり煮詰める作業をやっていただきたい。

会長 一番の問題は、国が地域の実情を全く考えずにワイングラス型（の病床数分布）をヤクルト型にしようとしていること。富山県が、地域の実情に即した地域医療構想を作ることが大事である。

委員 4つの二次医療圏をそのまま構想区域にするというが、人口が違うし、患者の流入や流出もあると思う。区域の設定を含めて考えるのが調整ではないのか。

会長 ガイドラインでは構想区域について、基本的に二次医療圏と言っているだけである。二次医療圏単位でやるにしても、医療圏の間の調整も考えると、そういうことも県全体を考えて作っていく必要がある。

(4) その他（富山県の医師・看護職員確保対策について）

【資料に基づき県から内容を説明した後、質疑応答】

委員 国では特定看護師の養成の動きがあり、特定医療行為について研修をやっているところ

るもあるが、県としての方針や取り組みはどうか。

事務局 国で省令を出したことは承知しており、特定行為に関する研修のニーズを聞いているところである。研修をやるとなると指導医の先生も必要で、ある程度の期間が必要だと考えている。県立の看護大学の設置も検討を始めたので、特定行為の教育課程をどうしていくかもそこで検討することになるかと思う。

委員 県立大学でなくとも、富山大学でもやれる。特定看護師がこれから必要になり、だからこそ国でもそういう検討をしていると思うが、すでに県内には富山大学に看護学部があるのだから、当然そこを含めて検討していくことを要望する。

会長 特定看護師について国のはっきりした基準は定まっていないが、各県ではもう動き出しているということだと思う。富山県でも準備をし、特定看護師の養成についてどこかに書き込んでもらって良いと思う。

委員 特定行為の履修時間の問題があり、Web（eラーニング）の活用ということもあると思うが、そういう案内はしてもらえるのか。

事務局 看護師の特定行為に係る事業を試行的に行っているところがあるので、その情報等を案内しようと思う。

5 閉会